

第3回青森県駐車場維持管理・運営事業募集要項等に関する質問回答一覧(募集要項)

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	質問内容	回答
			第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a			
1	募集要項	2	第2	1	(5)		エ			大規模修繕業務	大規模修繕業務遂行後、修繕内容の所有権を県に譲渡したい場合、方法等を協議し検討していただけますか。	付合物以外の所有権については、工事の完了時、引渡時又は台帳記載時(ただし、現在、事業契約書(案)に引渡に関する条文はありません。)に移転します。 もつとも、事業者の会計処理の必要性等に応じて、所有権移転時期について更に明示する等の協議は可能です。
2	募集要項	18	第6	3	(6)					財務書類の提出	公認会計士または監査法人による監査はどの法令によるものですか？	会社法等に基づくものです。なお、法定監査要件に該当しない場合には、任意監査になります。